

9 かごしま県民手話言語条例に ついて

かごしま県民手話言語条例

(言語としての手話の認識の普及及び手話を使用しやすい環境の整備に関するかごしま県民条例)



手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者である県民とろう者以外の県民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目指して、令和2年3月「かごしま県民手話言語条例」が制定されました。

県では、本条例の基本理念を踏まえ、手話の普及等に関する施策を推進してまいります。

条例の主な内容をご紹介します

基本理念



※『聴覚障害者制度改修指針』中央本部発行・『We Love ボニケヨリ』パンフレットより転載

- 手話は、独自の体系を有する言語であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産です。
- 手話の普及等は、ろう者が情報を取得したり、意思表示をしたり、意思疎通を図ったりする手段として必要な言語であるという認識の下に推進されなければなりません。

県の責務等

- 手話の普及等に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。
また、社会的障壁の除去に関する必要かつ合理的な配慮を行い、施策を推進していきます。
- 施策を推進するに当たっては、市町村や関係団体、県民等と連携・協力します。
- 施策を実施しようとする市町村に対し、情報の提供など必要な支援を行います。

県民等の役割

- 県民、関係機関等は、手話に対する理解を深め、県等の施策に協力するよう努めます。
- 手話通訳を行う者は、知識・技能の向上、県民の理解の促進に努めます。
- 事業者は、ろう者にサービスを提供したり、ろう者を雇用したりするときは、手話の使用に関し合理的な配慮を行うよう努めます。

手話に挑戦してみよう！

※『全日本ろうあ連盟発行・『日本語手話辞典』より転載』



ありがとう



こんにちは



よろしくお願いします

施策の策定・推進

- 県障害者計画において手話の普及等に関する施策を策定し、計画的に推進します。
- 施策の前年度の実施状況について、県議会に報告し、これを公表します。
- 県手話施策推進協議会を設置します。
- 施策を推進するに当たり、離島などの地域に十分配慮します。

(手話を習得するための支援体制の整備)

- 聴覚障害者が乳幼児期から手話を習得することができるよう、市町村等と連携し、支援体制の整備を図ります。

(手話を学ぶ機会の確保等)

- 市町村や手話通訳を行う者等と協力して、県民が手話を学ぶ機会の確保を図ります。
- 県職員が手話を学ぶ機会の確保を図ります。

(手話を用いた情報発信等)

- ろう者が県政に関する情報を円滑に得られるよう、手話を用いた情報発信に努めます。

(手話通訳を行う人材の育成等)

- 手話通訳を行う者の確保、能力の向上、処遇の改善が図られるよう、手話通訳を行う者とその指導者の養成などに取り組みます。
- 市町村と連携して、ろう者が意思疎通の支援を受けられる体制の整備・拡充に努めます。

学校における取組

- ろう児等が通学する学校は、ろう児等が手話を学び、又は手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する知識・技能を向上させるよう努めます。
- ろう児等が通学する学校は、ろう児等及びその保護者等に対し、手話を学ぶ機会を提供するとともに、手話に関する教育に係る相談・支援に努めます。

事業者への対応等

- ろう者である観光旅行者等が安心して県内に滞在できるよう、手話の普及等に努めます。
- 手話の使用に関し合理的な配慮を行う事業者に対して、情報の提供、助言等を行います。

★ 県民、事業者の皆様におかれましては、本条例の趣旨等をご理解いただき、手話の普及等にご協力いただきますよう、よろしくお願ひします。



※詳しくは、県ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先】

鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課障害者支援室

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

電話 : 099-286-2746 FAX : 099-286-5558

Email : s-chiiki@pref.kagoshima.lg.jp